

労働保険適用徴収業務の 業務・システム最適化事業

平成24年9月

労働基準局労働保険労災補償部労働保険徴収課(江原課長) [主担当]

労働基準局総務課(前田課長) [予算関連]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標ⅩⅡ-1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所

(2) 概要

労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化に当たっては、「国民・企業等の負担の軽減等によるサービスの向上」、「ITを活用した業務の合理化・効率化」、「ITの進展に応じた情報システムの効率的・合理的な整備・運用による経費削減」、「安全性・信頼性の確保」を基本理念として、主に以下を実施する。

下記1から6までの詳細については、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html>)を参照。

1. 業務処理の集中化
都道府県労働局で行っていた還付金支払業務や、事業主等からの問い合わせ対応業務等を本省に集約することにより、業務処理の効率化を図る。
2. 業務処理の合理化
都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所において紙媒体で管理していた届出をシステム化することにより、職員等の業務処理の合理化を図る。
3. 国民サービスの向上

ホームページ等を活用した労働保険関係情報の提供や書類作成支援の実施、及び労働保険関係の事務を簡素化することにより、事業主等の利便性の向上を図る。

4. システム運用業務の効率化等
メインフレームをオープン化するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、運用コスト及び調達コストの削減を図る。
5. セキュリティの確保
労働保険適用徴収システム情報セキュリティ対策実施手順を策定し定期的な監査や教育等の実施により、政府機関統一基準等に基づくセキュリティ対策を推進する。
6. 調達における透明性の確保
システムの調達に当たっては、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図り、原則として一般競争を採用することで、調達の透明性の確保並びに調達コスト削減を図る。

(3) 事業計画期間

平成 18 年度 ～ 平成 24 年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

3. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）							
アウトカム指標			H20	H21	H22	H23	H24
1	削減経費 (単位：千円)	目標	なし	286, 294	1, 428, 249	1, 428, 249	1, 428, 249
		実績	なし	286, 294	1, 428, 249	1, 428, 249	—
2	削減業務処理時間 (単位：時間)	目標	なし	なし	なし	なし	なし
		実績	なし	なし	なし	なし	なし
3	オンライン申請利用率 (単位：%)	目標	40	47	51	60	65
		実績	1.32	1.67	1.91	2.28	—
【調査名・資料出所、備考等】 ・ 指標 1～2 は、「最適化効果指標・サービス指標一覧（労働保険適用徴収業務）」（平成 22 年 9 月 17 日 厚生労働省情報政策会議決定。別添参照。）による。 ・ 指標 1 は平成 21 年度より目標設定を行った。 ・ 指標 2 は平成 25 年度の目標が設定されており、平成 25 年度より効果が発現する予定。 ・ 指標 3 の数値は、以下の計算式により算出した。 【計算式】 オンライン申請利用率＝オンライン申請件数／全申請件数×100							

4. 評価

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

最適化計画の第一段階において、システムコスト削減を目的とするメインフレームのオープン化を実施し、目標の経費削減（約14億円）を実現したところであり、第二段階として業務の効率化及び事業主の利便性向上等を内容とする最適化を進めているところである。これにより目標である削減経費約21億円及び削減業務処理時間（職員約125千時間、非常勤約58千時間）を達成できる見込みとなっており、有効かつ効率的な取組であるものと評価できる。

オンライン申請について利用促進策を推進した結果、利用率は前年度に比べ向上したが、目標値の達成には至らなかった。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、システムの設計・開発及び保守・運用については、同一業者が継続的に行うことが可能となったことから、計画的なシステム開発が可能となり、また安定的なシステムの運用が図られた。さらに、繰越明許費により、システムの設計に変更が生じた場合に機動的に対応することができた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

1. 平成20年度の最適化計画以降、PMO（最適化計画に係る省全体管理組織）、PJMO（各部局において策定している、業務・システム最適化計画ごとに設置される個別管理組織）、設計・開発事業者の三者による定例の報告会を毎月実施し、最適化計画を着実に実施しているところである。その最適化実施の第1段階として、平成21年度にメインフレームのオープン化を実施したことにより、運用コスト及び調達コストの削減を図ったところであり、引き続き最適化計画の実施に取り組む。
2. オンライン利用促進については、電子申請の利用を一層促進するため、操作性の改善や申請対象となる手続きの拡大を行ったところであり、引き続き電子申請体験コーナーを設置する等、利用率向上に向けた取り組みを行う予定である。

5. 評価結果の政策への反映の方向性

平成24年度末をもって最適化が完了し、目標（経費及び業務処理時間の削減）が達成される見込みであることから、成果重視事業としての平成25年度予算は要求しない（労働保険適用徴収システムの運用経費として所要額を要求）。